令和７年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務要求仕様書

第１章　総則

１　適用範囲

本仕様書は、京都市（以下「発注者」という。）が委託する令和７年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務（以下「本業務」という。）に適用する。

２　用語

本仕様書において使用する用語は、令和７年度事業者排出量削減計画書制度等に係る業務委託に関する募集要項において使用する用語の例による。

３　業務規定

本仕様書に記載がない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受託者の両者が協議して決定するものとする。

４　業務責任者

⑴　受託者は、業務の期間中、業務責任者を１名配置しなければならない。

⑵　業務責任者は、業務の期間中は随時、発注者と協議し、業務が円滑に実施されるよう管理しなければならない。

５　業務計画書

本業務の実施に当たり、業務を実施する要員、工程等について取りまとめた業務計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

６　資料整理

⑴　発注者が貸与する関連資料を整理し、業務の実施において遺漏のないよう準備しなければならない。

⑵　貸与する資料は、受託者の責任において善良な管理者としての管理を行うものとし、発注者の返却の指示に迅速に対応するものとする。

⑶　資料の整理において業務上必要があると認められる場合は、発注者と協議して別途資料の準備を行うものとする。

７　守秘義務

⑴　秘密保持

本業務で知り得た京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）に規定する特定事業者（以下「特定事業者」という。）及び準特定事業者（以下「準特定事業者」という。）の業務上の秘密に係る事項について、漏洩してはならない。本業務の完了後も同様とする。

⑵　守秘対応

特定事業者及び準特定事業者（以下「特定事業者等」という。）が調査等を受け入れるに当たって守秘義務等に関する覚書の締結を求めた場合はこれに対応し、受託者の負担により受託者及び特定事業者等との間で覚書を交わすものとする。

⑶　秘密保持の範囲

秘密情報とは、本業務締結以降に発注者から受託者に開示される業務の対象となる事業者に関する業務上の情報をいう。ただし、次の項目のいずれかに該当する情報は、秘密の表示又は明示の有無を問わず、秘密情報に当たらないものとする。

ア　受託者が発注者から開示された時点で既に合法的に知得していたか又は公知の情報

イ　受託者が発注者から開示を受けた後、受託者の故意又は過失によらず公知となった情報

ウ　受託者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

⑷　秘密情報使用制限

ア　秘密情報については、本業務の責任者及び実施者以外に開示しないこととする。また、再委託を行う場合、受託者は再委託先に対しても秘密保持に関して責任を負うものとする。

イ　秘密情報は、発注者から委託された業務のみに使用するものとし、他の業務目的に転用又は盗用しないこととする。

ウ　秘密情報の複写又は転写を行うことを禁止する。

エ　前述の定めにかかわらず、法令又は裁判所の指示等により秘密情報の開示を要求された場合、発注者と協議のうえ、要求の範囲内において当該秘密情報を開示できるものとする。

⑸　秘密情報の返還

ア　本業務の受託者でなくなった場合は、速やかに発注者に当該秘密情報を返還することとする。

イ　引き続き当該秘密情報を保有する必要が無くなったと判断する場合は、受託者の責任において適切な廃棄措置を講ずるものとする。

ウ　調査等業務後においても、引き続き秘密保持の義務を負うものとする。

⑹　知的財産権

委託業務による納品物等の著作権を含む知的財産権は、そのすべてにおいて発注者に帰属し、納品物等は受託者から発注者へ無償で譲渡すること。この場合、受託者は、受託者又は発注者が成果物を提供した第三者に対して、著作者人格権を行使または主張しないものとする。

第２章　委託業務

１　概要

本市は、平成２３年４月に施行した条例に基づき、平成２３年度以降の３年間ごとを計画期間と位置づけ、特定事業者に期間中の事業者排出量削減計画書（以下「計画書」という。）及び事業者排出量削減報告書（以下「報告書」という。）の提出を義務付けている。令和５年度からは「第五計画期間」として、評価項目などを見直した制度運用を開始している。

本業務において、受託者は、特定事業者が提出する報告書（令和６年度実績）の内容を確認し取りまとめるとともに、排出量削減傾向等の分析等を行うこととする。また、特定事業者を対象としたオンライン講習会の開催や訪問調査等を通じて温室効果ガスの排出量削減を促進するための情報提供、指導、助言等を講じ、特定事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量削減を推進することとする。

また、準特定事業者（市内約１，９００事業所）が提出するエネルギー消費量等報告書についても分析を行うとともに、準特定事業者を対象とした省エネに関するオンライン講習会の開催、省エネ・最適化診断、ZEB化可能性調査を実施することにより、準特定事業者の取組状況の把握及び省エネ・温室効果ガスの削減取組を後押しすることとする。

２　履行期間

委託契約締結の日から令和８年３月３１日まで

３　業務内容

1. 特定事業者の事業者排出量削減計画書制度

本業務においては、次に掲げる内容を実施すること。

なお、実施内容、実施手法及び体制等については、受託提案書に基づき、発注者との協議のうえ決定する。

ア　講習会開催業務

事業者排出量削減計画書制度の理解を深め、特定事業者による取組を促進するための講習会を１回程度開催すること。

なお、講習会の開催に必要となる費用の一切を受託者の負担にて実施すること。

イ　様式及びデータベース等管理支援業務

発注者が受託者に提供する、特定事業者の報告書及び計画書等をまとめたデータベース※1に特定事業者から提出される報告書等のデータ（令和６年度実績）を追加更新及び整備を行うこと。

また、事業者排出量削減計画書制度と対象事業者が重複しているエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律や地球温暖化対策の推進に関する法律に規定されている事業者の報告制度の改正状況等を踏まえ、必要に応じて、令和６年度実績の報告に使用する報告書様式、自己チェックツール※2、手引等について、修正・更新を行うこと※3。

※１　データベースは、マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用して報告書等のデータを読み出して収納するものである。

※２　自己チェックツールは、マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用して報告書等のデータを読み出し、報告書等の様式間でデータの転記、記載内容のチェックを行うものである。

なお、本ツール及び様式は、京都市情報館（次のリンク先）に掲載しているので参考とすること。

京都市情報館　<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000325322.html>

　　　　※３　報告書様式に関連する「電気事業者別排出係数（環境省・経済産業省公表）」については、随時情報が更新されることから、毎月一回、公表情報の確認を実施すること。

　　　　　　　環境省　<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

ウ　提出書類確認支援業務

特定事業者から提出される報告書（令和６年度実績）の内容を確認すること（報告書等において、それぞれ再提出を含めて２回程度の確認作業を想定）。また、過去の計画書及び報告書との整合性や関係資料に不備がある場合は、修正・確認内容等を記載した再提出依頼書を事業者毎に作成すること。

なお、過去の計画書及び報告書（市内約１５０者分）については、発注者から受託者へ提供するものとし、履行期間中のデータ等の取扱にあたっては、第１章「７守秘義務」を遵守し、スタンドアローンの環境下で業務及びデータの保管を行うこと。

エ　提出書類の分析業務

特定事業者から提出される報告書（令和６年度実績）の内容を取りまとめ、排出量削減の傾向等を分析・考察した報告書を提出すること。

オ　事業者訪問調査業務

特定事業者に対してヒアリング調査を実施し、必要に応じて指導・助言を行うこと。ただし、調査の実施にあたっては、事前に調査計画書を発注者に提出し、発注者の確認を受け実施すること。

また、訪問調査は５者以上実施することとし、業務終了後は報告書を作成し、発注者へ提出すること。

カ　新規特定事業者の調査業務

本市内で新たに特定事業者の要件を満たすことになった事業者について調査し、発注者にその情報を提供すること。

1. 準特定事業者のエネルギー消費量等報告書制度

本業務においては、次に掲げる内容を実施すること。

なお、実施内容、実施手法及び体制等については、受託提案書に基づき、発注者との協議のうえ決定する。

ア　講習会開催業務

準特定事業者に対し、省エネに取り組むメリットや実施手法、補助金に関する情報、脱炭素経営及びＥＳＧ投資等を題材とした講習会を１回程度開催すること。

なお、講習会の開催に必要となる費用の一切を受託者の負担にて実施すること。また、講習会の開催に際して、開催案内書類を作成し、準特定事業者に郵送すること。

イ　省エネ・最適化診断業務

事業所における運営状況の確認、現地調査、ヒアリング、エネルギー使用量の分析等を実施し、各々の事業所に応じた、省エネ・運営改善、再エネ導入活用等の案を作成し、事業者に提案すること。

また、省エネ・最適化診断は１０者以上実施することとし、業務終了後は報告書を作成し、発注者へ提出すること。ただし、応募者数が１０者に満たない場合は、実績に応じて支払額を見直すものとする。

ウ　提出書類の分析業務

準特定事業者から提出される報告書（令和６年度実績）の内容を取りまとめ、建物用途別の排出量の増減傾向や省エネに関する取組状況等を分析・考察した報告書を提出すること。また、報告書の分析に使用するデータベース類※４についても必要に応じてその整備を行うこと。

※４　データベース類は、マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用してデータを読み出して収納するものである。

エ　ＺＥＢ化可能性調査

市内事業所（既存建築物）におけるＺＥＢ化可能性調査について、対象施設の基礎調査、設備改修の検討、建築研究所計算支援プログラム（標準入力法）を使用したZEB評価、ZEB化改修に係る概算工事費の算出、実施検討に向けた補助金等の情報整理を行い、これらを踏まえたZEB化の提案を行うこと。

また、ＺＥＢ化可能性調査は３者以上実施することとし、業務終了後は報告書を作成し、発注者へ提出すること。ただし、応募者数が３者に満たない場合は、実績に応じて支払額を見直すものとする。

なお、本業務を共同企業体として受託する場合、本調査については、一般社団法人環境共創イニシアチブのZEBプランナー登録を完了している事業者が実施すること。

　　オ　フィードバック資料の見直し業務

　　　　準特定事業者から提出される報告書を基に作成するフィードバック資料について、発注者とも協議のうえ、フィードバックを受ける事業者が自身の取組をより客観的に把握できるとともに省エネ等の取組の更なる推進につなげることができるような内容へと見直しを行うこと。また、フィードバック作成ツール※５についても、必要に応じて修正・更新を行うこと。

　　　　※５　フィードバック作成ツールは、マイクロソフト・エクセル形式のファイルであり、マクロ機能等を使用して報告書等のデータ読み出し、集計、出力を行うことにより、事業者毎のフィードバック資料を作成するものである。

４　業務の体制

次のいずれかに該当する者を業務責任者として１名、業務実施者として２名以上を配置し本業務を円滑に実施すること。

1. エネルギー管理士の資格を持つ者
2. 設備設計一級建築士、建築設備士又は技術士（建設部門、電気電子部門、機械部門、衛生工学部門、環境部門）のいずれかの資格を有し、かつ過去５年以内（令和２年度以降）に工場及び事業所の温室効果ガスの排出状況を調査及び分析し、その排出抑制に関する措置の提案等の業務経験がある者

５　スケジュール

スケジュールの目安は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年 | | | 令和８年 |
|  | ４月～６月 | ７月～９月 | １０月～１２月 | １月～３月 |
| ア　講習会開催業務 |  |  |  |  |
| イ　様式、手引及びﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ等管理支援業務 |  |  |  |  |
| ウ　提出書類確認支援業務 |  |  |  |  |
| エ　提出書類の分析業務 |  |  |  |  |
| オ　事業者訪問調査業務 |  |  |  |  |
| カ　新規特定事業者の調査業務 |  |  |  |  |

1. 特定事業者の事業者排出量削減計画書制度
2. 準特定事業者のエネルギー消費量等報告制度等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和７年 | | | 令和８年 |
|  | ４月～６月 | ７月～９月 | １０月～１２月 | １月～３月 |
| ア　講習会開催業務 |  |  |  |  |
| イ　省エネ・最適化診断 |  |  |  |  |
| ウ　提出書類の分析業務 |  |  |  |  |
| エ　ＺＥＢ化可能性調査 |  |  |  |  |
| オ　フィードバック資料の見直し業務 |  |  |  |  |

第３章　その他

１　打合せ協議

業務責任者は、発注者と緊密な連絡と打合せ協議を行い、業務の遂行に遺漏のないよう努めなければならない。

なお、打合せ協議については、協議録を作成し、協議終了後、発注者の確認を受けるものとする。

２　成果物

成果物は以下のとおりとする。原本は１部提出し、電子データをＤＶＤ－Ｒに記録して納品すること。電子ファイルの形式は、ワード・エクセル・ＰＤＦ・ＪＰＥＧとし、その他のファイル形式を用いる場合は、本市との協議のうえ決定すること。また、履行期限内に納品すること。なお、作成する資料は、白黒で印刷しても文字や図表等が明確に判明できるものとすること。以下以外に必要となる成果物および報告書内容等は、別途協議により決定する。

1. 特定事業者の事業者排出量削減計画書制度

・　業務計画書

・　業務報告書

・　講習会実施報告書

・　様式、手引、自己チェックツール

・　データベース

・　特定事業者から提出された令和６年度実績の報告書分析・考察結果報告書

・　訪問調査（オンライン等）実績報告書

・　新規特定事業者の調査実績報告書

・　打合せ議事録

⑵　準特定事業者のエネルギー消費量等報告制度

・　業務計画書

・　業務報告書

・　講習会開催案内書類

・　講習会実施報告書

・　省エネ・最適化診断の実施報告書

・　ZEB化可能性調査の実施報告書

・　準特定事業者から提出された令和６年度実績の報告書分析・考察結果報告書

・　フィードバック作成ツール

・　打合せ議事録及び検討資料

３　事務用品等

本業務に必要な事務用品やパソコン等については、受託者の負担で用意し、必要があれば業務履行場所に持参すること。

４　留意点

発注者が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で速やかに返却又は抹消すること。